（案）

【あさひかわ男女共同参画基本計画】
平成２９年度 主要施策実施状況報告書

平成30年（2018年）〇月

旭　川　市

平成２９年度主要事業実施報告書について

本市では，男女共同参画社会の実現に向けて，平成１５年４月から旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例を施行し，男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，平成２２年１０月に第２次となる「あさひかわ男女共同参画基本計画」（平成２３年度～３２年度）を策定しました。そして，計画期間の中間年を迎えたことから，平成２７年度から平成２８年度にかけて見直しを行い，平成２８年７月に中間見直し版を策定しました。

この基本計画では,「男女共同参画の意識づくりと人権の尊重」,「あらゆる分野における男女共同参画の促進」,「生涯を通じた男女の健康支援」の３つの目標に基づき，施策を効果的に実施するために男女共同参画推進本部等の推進体制を活用し，基本計画の進行管理を行っています。

本報告書は，条例第２４条に基づき，平成２９年度における，本市の男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告するものです。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抜粋）

第 24 条　市長は，毎年，男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し，公表しなければならない。

目　　次

第１部　【あさひかわ男女共同参画基本計画】の概要及び
男女共同参画の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第１章　【あさひかわ男女共同参画基本計画】の概要 ・・・・・・・・・・・２
１　計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２章　男女共同参画の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　数値目標の現状値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　平成２９年度主要施策実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
目標１　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重
基本的方向１　男女共同参画の啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
施策の方向性（１）男女共同参画の広報・啓発活動の推進
施策の方向性（２）男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供
施策の方向性（３）女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携
基本的方向２　男女平等の視点に立った教育・学習の推進 ・・・・・・・・・・８
施策の方向性（１）男女平等の視点に立った学校教育の推進
施策の方向性（２）男女平等の視点に立った生涯学習の推進
基本的方向３　男女の人権尊重と平等意識の浸透 ・・・・・・・・・・・・・１０
施策の方向性（１）女性に対する暴力根絶についての認識の浸透
施策の方向性（２）配偶者等からの暴力被害者の支援
施策の方向性（３）メディア等における男女の人権への配慮
目標２　あらゆる分野における男女共同参画の促進
基本的方向１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・１２
施策の方向性（１）市の附属機関等への女性の参画の促進
施策の方向性（２）市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実
基本的方向２　男女の家庭生活と他の活動との両立支援・・・・・・・・・・１４
施策の方向性（１）子育て支援体制の充実
施策の方向性（２）ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備
基本的方向３　就労等の場における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・１９
施策の方向性（１）就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
施策の方向性（２）農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備
施策の方向性（３）就労機会等の拡大
基本的方向４　家庭や地域における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・２３
施策の方向性（１）家庭や地域における活動等の促進
施策の方向性（２）介護の場面における固定的役割分担意識の解消
目標３　生涯を通じた男女の健康支援
基本的方向１　男女の健康の保持・増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
施策の方向性（１）性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と
健康管理の推進

施策の方向性（２）保健・医療体制の充実
基本的方向２　女性の健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
施策の方向性（１）妊娠・出産期における女性の健康支援

第２部　男女共同参画の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
第１章　人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
１　人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
２　旭川市の年齢３区分別人口割合の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・31
３　出生数と合計特殊出生率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
４　婚姻の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
５　世帯構成の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第２章　旭川市における男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
１　政策・方針決定過程への女性の参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（１） 市の附属機関における女性の参画
２　就労の場における男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（１） 就労状況
（２） 育児休業制度等・介護休業制度
（３） 企業の女性管理職等の登用
（４） 旭川市の女性管理職等の登用
３　配偶者等からの暴力防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
４　旭川市男女共同参画苦情処理委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第１部【あさひかわ男女共同参画基本計画】の概要及び男女共同参画の推進状況

第１章 【あさひかわ男女共同参画基本計画】の概要

1 基本的な考え方

国では平成１１年に「男女共同参画社会基本法」を施行し，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を，21世紀の我が国の最重要課題と位置付けております。

本市においては，平成8年に「男女共同参画を目指す旭川女性プラン」の策定，平成１５年に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を制定し，男女共同参画の各種施策を推進してきたところですが，家庭，職場，地域で従来の固定的な性別役割分担の意識が依然として根強く残っていることから，政策・方針決定過程への女性の参画，子育てや介護への男性の参画が十分ではない状況にあります。

そのため，これらの課題の改善を図り，本市における男女共同参画を一層前進するため，平成２２年１０月に本計画を策定，平成２８年７月には，本計画の中間見直し版を策定して，様々な取組を進めています。

取組の進捗状況については，数値目標を設定するなど，評価・考察を行い，施策への反映に努めています。

2 計画の基本理念（条例第３～９条）

（1）男女の人権の尊重（第３条）
（2）社会における制度又は慣行についての配慮（第４条）
（3）政策等の立案及び決定への共同参画（第５条）
（4）家庭生活における活動と他の活動の両立（第６条）
（5）教育及び学習における男女共同参画への配慮（第７条）
（6）性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮（第８条）
（7）国際社会における取組の配慮（第９条）

3 計画の目標

目標１　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重
目標２　あらゆる分野における男女共同参画の促進
目標３　生涯を通じた男女の健康支援

4 計画期間　平成２３年度（２０１１年度）から平成３２年（２０２０年）度まで

1　計画の体系

男女共同参画社会の実現を目指して

＜目　標＞	＜基本的方向＞	＜施策の方向性＞
目標１　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	１男女共同参画の啓発 →P6～P7	(1)男女共同参画の広報・啓発活動の推進
		(2)男女共同参画の推進に関する調査研究･情報の収集･提供
		(3)女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携
	２男女平等の視点に立った教育・学習の推進 →P8～P9	(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進
		(2)男女平等の視点に立った生涯学習の推進
	３男女の人権尊重と平等意識の浸透 →P10～P11	(1)女性に対する暴力根絶についての認識の浸透
		(2)配偶者等からの暴力被害者の支援
		(3)メディア等における男女の人権への配慮
目標２　あらゆる分野における男女共同参画の促進	１政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 →P12～P13	(1)市の附属機関等への女性の参画の促進
		(2)市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実
	２男女の家庭生活と他の活動との両立支援 →P14～P18	(1)子育て支援体制の充実
		(2)ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備
	３就労等の場における男女共同参画の促進 →P19～P22	(1)就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
		(2)農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備
		(3)就労機会等の拡大
	４家庭や地域における男女共同参画の促進 →P23～P24	(1)家庭や地域における活動等の促進
		(2)介護の場面における固定的役割分担意識の解消
目標３　生涯を通じた男女の健康支援	１男女の健康の保持・増進 →P25～P27	(1)性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進
		(2)保健・医療体制の充実
	２女性の健康づくりの推進 →P28～P29	(1)妊娠・出産期における女性の健康支援

2　数値目標

No.	項目	計画策定時数値	中間見直し版 策定時数値	最終目標 5年後 (H33.4)	計画の 体系	備考
1	市の附属機関における女性委員の割合	30．9% （平成22年4月1日現在）	33．1% （平成27年4月1日現在）	50．0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－1政策・方針決定過程への女性の参画の拡大－(1)市の附属機関等への女性の参画の促進	
2	市の附属機関における女性委員割合10%未満の数	7機関 （平成22年4月1日現在）	3機関 （平成27年4月1日現在）	0機関	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－1政策・方針決定過程への女性の参画の拡大－(1)市の附属機関等への女性の参画の促進	
3	市の私的諮問機関等における女性委員の割合	33．3% （平成22年4月1日現在）	21．1% （平成27年4月1日現在）	50．0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－1政策・方針決定過程への女性の参画の拡大－(1)市の附属機関等への女性の参画の促進	
4	市職員の管理職における女性の割合	5．7% （平成22年4月1日現在）	7．7% （平成27年4月1日現在）	15．0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－1政策・方針決定過程への女性の参画の拡大－(2)市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実	行政職(企業職)給料表適用者のうち，保育士，消防職及び技能労務職を除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得率	0% （平成21年度）	2．6% （平成26年度）	13．0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	旭川市特定事業主行動計画
6	企業の管理職における女性の割合	9．3% （平成23年度）	11．9% （平成25年度）	21．0%	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－3就労等の場における男女共同参画の促進－(1)就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	旭川市労働基本調査 女性活躍推進法推進計画
7	男女共同参画塾，出前講座，研修等受講者数	568人 （平成21年度）	895人 （平成26年度）	1，000人	1男女共同参画の意識づくりと人権の尊重－1男女共同参画の啓発－(1)男女共同参画の広報・啓発活動の推進	
8	家族経営協定締結農家数 （女性農業者に関わるもの）	41件 （平成22年3月31日現在）	74件 （平成27年3月31日現在）	81件	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－3就労等の場における男女共同参画の促進－(2)農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	
9	女性農業者の起業件数	22件 （平成22年3月31日現在）	25件 （平成27年3月31日現在）	32件	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－3就労等の場における男女共同参画の促進－(2)農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	
10	旭川市総合体育館スポーツ教室　女性受講者数	497人 （平成21年度）	509人 （平成26年度）	800人	3生涯を通じた男女の健康支援－1男女の健康の保持・増進－(1)性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進	
11	地域子育て支援センター利用者数	30，893人 （平成22年3月31日現在）	68，360人 （平成27年3月31日現在）	80，000人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	
12	留守家庭児童会定員数	1，865人 （平成22年3月31日現在）	2，290人 （平成27年3月31日現在）	2，820人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	旭川市子ども・子育てプラン
13	認可保育所等定員数	4，034人 （平成22年3月31日現在）	4，871人 （平成27年3月31日現在）	5，989人 (H31年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	〃
14	延長保育実施数	19か所 （平成22年3月31日現在）	25か所 （平成27年3月31日現在）	27か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	〃
15	休日保育の実施数	1か所 （平成22年3月31日現在）	1か所 （平成27年3月31日現在）	2か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	〃
16	一時預かりの実施数	8か所 （平成22年3月31日現在）	11か所 （平成27年3月31日現在）	13か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	〃
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 （平成22年3月31日現在）	2か所 （平成27年3月31日現在）	3か所 (H29年度末)	2あらゆる分野における男女共同参画の促進－2男女の家庭生活と他の活動との両立支援－(1)子育て支援体制の充実	〃

第２章　男女共同参画の推進状況

１ 数値目標の現状値

No.	項目	計画策定時数値	現状値	目標値 最終目標 10年後 (H33.4)	備考
1	市の附属機関における女性委員の割合	30．9% （平成22年4月1日現在）	29．8% （平成30年4月1日現在）	50．0%	
2	市の附属機関における女性委員割合10%未満の数	7機関 （平成22年4月1日現在）	4機関 （平成30年4月1日現在）	0機関	
3	市の私的諮問機関等における女性委員の割合	33．3% （平成22年4月1日現在）	26．9% （平成30年4月1日現在）	50．0%	平成29年4月1日から「市の懇談会等における女性委員の割合」
4	市職員の管理職における女性の割合	5．7% （平成22年4月1日現在）	10．8% （平成30年4月1日現在）	15．0%	行政職（企業職）給料表適用者のうち，保育士，消防職，技能労務職を除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得率	0% （平成21年）	4．8% （平成29年度）	13．0%	旭川市特定事業主行動計画
6	企業の管理職における女性の割合	9．3% （平成23年度）	11．4% （平成29年度）	21．0%	旭川市労働基本調査 女性活躍推進法推進計画
7	男女共同参画塾，出前講座，研修等受講者数	568人 （平成21年度）	1，332人 （平成29年度）	1，000人	
8	家族経営協定締結農家数 （女性農業者に関わるもの）	41件 （平成22年3月31日現在）	86件 （平成30年3月31日現在）	81件	
9	女性農業者の起業件数	22件 （平成22年3月31日現在）	31件 （平成30年3月31日現在）	32件	
10	旭川市総合体育館スポーツ教室　女性受講者数	497人 （平成21年度）	488人 （平成29年度）	800人	
11	地域子育て支援センターの利用者数	30，893人 （平成22年3月31日現在）	91，874人 （平成30年3月31日現在）	80，000人 （H31年度末）	
12	放課後児童クラブ定員数 （旧留守家庭児童会　H29.4.1から名称変更）	1，865人 （平成22年3月31日現在）	2，908人 （平成30年5月1日現在）	2，820人 （H31年度末）	旭川市子ども・子育てプラン
13	認可保育所等定員数	4，034人 （平成22年3月31日現在）	6，316人 （平成30年5月1日現在）	5，989人 （H31年度末）	〃
14	延長保育実施数	19か所 （平成22年3月31日現在）	27か所 （平成30年4月1日現在）	27か所 （H29年度末）	〃
15	休日保育の実施数	1か所 （平成22年3月31日現在）	2か所 （平成30年4月1日現在）	2か所 （H29年度末）	〃
16	一時預かりの実施数	8か所 （平成22年3月31日現在）	13か所 （平成30年4月1日現在）	13か所 （H29年度末）	〃
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 （平成22年3月31日現在）	3か所 （平成30年4月1日現在）	3か所 （H29年度末）	〃

２ 平成29年度主要施策実施状況

目標1	男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	
基本的方向1	男女共同参画の啓発	
施策の方向性		
(1)男女共同参画の広報・啓発活動の推進	(2)男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供	(3)女性にかかわる相談窓口体制の充実と連携
1．平成29年度の取組		
男女共同参画の理解促進を図るため，研修会の開催のほか各種団体，大学からの申込みにより，担当職員等を講師として派遣する「男女共同参画出前講座」，「男女共同参画塾inきゃんぱす」を実施した。また，情報誌の発行，パネル展の開催などの広報活動を実施した。 〇出前講座，研修会の開催 ・男女共同参画出前講座 ①「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和)を目指して」 受講者26人 ②「仕事と育児を両立するための旭川市としての各種支援策について」 受講者70人 ③「デートDVについて」 受講者149人 ④「ワーク・ライフ・バランスの推進について」 受講者30人 ⑤「男女共同参画ってなに？」 受講者12人 ⑥「キャリアデザイン研修」 受講者19人 ⑦「DV，児童虐待について」 受講者36人 ⑧「デートDVについて」 受講者275人 ⑨「男女共同参画セミナー」 受講者28人 ⑩「“気づき”の男女共同参画」 受講者29人 ・男女共同参画塾inきゃんぱす 北海道教育大学教育学部旭川校で実施 「男女共同参画型社会の実現に向けて」 受講者295人	本市の男女共同参画推進事業の参考資料とするために，国及び地方公共団体等が発行した刊行物を収集した。 〇国及び地方公共団体等が発行した資料の収集	女性にかかわる相談窓口において悩みや問題を抱える女性の相談に応じたほか，各相談窓口の連携により，問題解決に向けた支援を行った。 〇ひとり親家庭相談 相談件数　1,684件 〇女性相談 相談件数　989件 （DV相談　86件を含む） 〇男女共同参画苦情処理委員 苦情申し立て　0件 〇各相談窓口の連携 子ども女性支援ネットワーク 実務者会議　3回 ケース検討会議　47回 関係者会議　15回 家庭訪問　191回

・男女共同参画研修会 ①「パパのための写真講座」 受講者32人 ②「パパのための動画講座」 受講者22人 ③性的マイノリティについて知ろう 受講者45人 ・女性活躍・ワーク・ライフ・ バランス研修会 「これからの時代の働き方に ついて」 受講者49人 〇男女共同参画情報誌 「ハーモニー」の発行 第11号　平成29年12月発行 第12号　平成30年3月発行 〇パネル展の実施 男女共同参画週間に合わせて 市役所総合庁舎1階及び旭川 中央図書館で展示した。また， 旭川生涯学習フェア「まなびピア あさひかわ」においても男女共同 参画パネル展を実施した。		

2．取組の実施による成果

男女共同参画出前講座，男女共同参画塾inきゃんぱす，研修会の開催により，受講者の男女共同参画についての理解を深めることができた。平成29年度は，DV・デートDVの出前講座の申込みが増加した。また，性的マイノリティについての研修も実施した。

情報誌の発行，パネル展の実施により，本市における男女共同参画の取組や，男女共同参画の考え方について広報をすることができた。

女性にかかわる各種相談窓口における相談対応及び各種相談窓口と関係機関との連携により，問題解決に向けた支援を行うことができた。

3．関連予算事業名

1-1-(1)	1-1-(2)	1-1-(3)
男女共同参画推進費	男女共同参画推進費	男女共同参画推進費 児童家庭相談事業費 女性相談事業費

4．今後の課題・方向性

より多くの市民に男女共同参画に関する理解を深めてもらうことが課題であり，出前講座や研修会等に参加してもらうため，テーマの選定やPR方法を工夫し，啓発活動を継続していく。

女性の抱えている悩みや問題は多様化し，複雑化しているため，相談窓口の専門性を高め，相談窓口間及び関係機関との連携をより緊密にし，悩みや問題を抱えた女性の支援体制を強化する。また，他機関の支援制度等を含め，相談者にとって必要な情報提供を行っていく必要がある。

目標1	男女共同参画の意識づくりと人権の尊重
基本的方向2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進

施策の方向性

（1）男女平等の視点に立った学校教育の推進	（2）男女平等の視点に立った生涯学習の推進

1．平成29年度の取組

各学校における教育計画に基づき，発達段階に応じた人権教育や，性に関する指導，個性を重視した進路指導等を実施した。 また，人権や男女共同参画に関する教職員の理解の促進のため，中堅教諭等資質向上研修において，人権や男女共同参画に関する研修を実施した。 〇人権教育 〇性に関する指導 〇個性を重視した進路指導 〇中学校における「技術・家庭」の男女共修 〇情報教育 〇教職員研修 中堅教諭等資質向上研修の受講者に対し，人権・男女共同参画に関する講座を実施。	公民館における講座の開催や男女共同参画出前講座の実施により，男女共同参画に関する学習機会を幅広い年齢層に提供した。 市主催事業において，託児制度を充実させることで，子育て世代にも参加しやすい環境づくりを行った。 また，インターネットにより生涯学習に役立つ情報を提供した。 〇公民館における女性大学・市民講座等の開催 男女共同参画についての理解を深める内容を取り入れた講座の開催。 10講座，参加者数　延べ4,408人 〇公民館における親子で参加できる講座等の開催 親子で参加できる農業や自然体験会，料理や工作教室等，家庭における男女共同参画について理解を深める機会を提供。 親子ふれあい農業体験やふゆハイキング等　41事業 参加者数　延べ1,641人 〇公民館における百寿大学，シニア大学の開催 百寿大学　14公民館で開校 シニア大学　1校 参加者数　延べ28,174人 〇 男女共同参画出前講座の実施 計11回実施，受講者計969人 〇男女共同参画研修会の実施 計3回実施，受講者計99人 〇女性活躍・ワーク・ライフ・バランス研修会の実施 計1回実施，受講者計49人 〇生涯学習情報提供システムによる生涯学習に関する情報の提供 掲載件数 団体・サークル　878件 講師・指導者　108件 施設情報　343件 講座・イベント　随時 アクセス件数　103,598件

	○託児制度の充実 ・「救急の日普及啓発事業」 （小児の救急対応に関する講演等） 託児実施回数:1回 託児人数:13人 ・食を育む料理教室 「ぱくぱく！こどもごはん」 託児実施回数:2回 託児人数計:25人 「冬休みチャレンジクッキング」 託児実施回数:2回 託児人数計:6人 ・音楽堂自主文化事業 託児実施回数:3回 託児人数計:2人 ・公民館事業 託児実施講座:11講座 託児人数計:　97人

2. 取組の実施による成果

各学校において，人権教育，性に関する指導，個性を重視した進路指導等，男女平等の視点に立った学校教育を推進することができた。

公民館における講座の開催や，男女共同参画出前講座の実施により，男女ともに幅広い年齢層に男女共同参画について理解を深める機会を提供することができた。また，生涯学習に役立つ情報を提供し，市民が生涯学習に取り組む支援をすることができた。

市の主催事業において，託児制度を充実させることによって，育児中の方にも参加しやすい環境を整えることができた。

3. 関連予算事業名

1-2-(1)	1－2－(2)
教職員活動費（小学校） 教職員活動費（中学校）	公民館事業活動費 生涯学習振興費 男女共同参画推進費 女性活躍・ワークライフバランス推進費 急病対策費 食育推進費 音楽堂自主文化事業費

4. 今後の課題・方向性

今後も，各学校において人権教育や性に関する指導等，男女平等の視点に立った学校教育を推進する。また，教職員の人権や男女共同参画に関する理解を深めるため，引き続き，教職員の研修において人権や男女共同参画に関する講座を設ける。

今後も，男女共同参画について学ぶ多様な機会を幅広い世代に提供できるよう，公民館の事業活動計画の中に男女共同参画に関する講座を継続的に組み込んでいく。

目標1	男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	
基本的方向3	男女の人権尊重と平等意識の浸透	
施策の方向性		
(1)女性に対する暴力根絶についての認識の浸透	(2)配偶者等からの暴力被害者の支援	(3)メディア等における男女の人権への配慮
1．平成29年度の取組		
デートDVに関するパンフレットを配布した。 男女共同参画出前講座において，DVが重大な人権侵害であることや，DV等の被害者に対する支援について，啓発を行った。 ○デートDVに関するパンフレットの配布 ・市内中学3年生に配付 （盲学校・聾学校・養護学校含む） 計2,724枚 ・男女共同参画パネル展実施時に配布 旭川市役所総合庁舎1階 旭川市中央図書館 旭川市まちなか市民プラザ ○暴力根絶のため，「女性に対する暴力をなくす運動」期間について，広報誌にて周知した。 ○男女共同参画出前講座の実施 「デートDVについて」 2回実施　受講者計424人 「DV，児童虐待について」 受講者　36人 ○配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付 相談件数86件	配偶者暴力相談支援センター（女性相談）において，配偶者等からの暴力被害者からの相談を受け，関係機関や民間団体，各種相談窓口間の連携を図りながら安全確保や自立に向けた支援を行った。 ○配偶者暴力相談支援センター（女性相談）における相談・支援 相談件数　86件 ○関係機関や，民間団体，各種相談窓口間の連携による相談・支援 ・旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議を3回，ケース検討会議を47回開催。 ・市の各相談窓口の連携推進のため，定例相談室会議を年間3回開催。 ○市内でDV被害者の一時保護及び相談支援を行う団体に対し，施設緊急一時保護施設の借り上げ等に要する経費の一部を補助した。	「男女共同参画の視点に立った公的広報のガイドライン」（平成19年3月作成）に基づき，市の発行する公報・出版物において，性の商品化や女性蔑視及び固定的性別役割分担意識に基づく表現を使用しないよう配慮した。 ○ガイドラインの活用
2．取組の実施による成果		
配偶者暴力相談支援センターにおいて，関係機関，民間団体，各種窓口間の連携を図りながら，配偶者等からの暴力被害者の相談・支援を行った。また，若年層に対しデートDV啓発パンフレットの配付や出前講座を開催し，予防啓発を行った。		

3. 関連予算事業名		
1-3-(1)	1-3-(2)	1-3-(3)
男女共同参画推進費 児童家庭相談事業費 女性相談事業費	男女共同参画推進費 児童家庭相談事業費 女性相談事業費	

4. 今後の課題・方向性
性別に起因する暴力の根絶を目指し，それらの暴力が重大な人権侵害であることの認識を徹底するための啓発活動や，人権尊重についての啓発活動を行う。 関係機関や，相談窓口間の連携をより緊密にし，性別に起因する暴力の被害者の支援を行う。 市民向けに発行する各種出版物において，性の商品化や女性蔑視，固定的性別役割分担意識に基づく表現をしないよう配慮を行う。 「男女共同参画の視点に立った公的広報のガイドライン」については，時代に即した形にするため，見直しを検討する。

目標2	あらゆる分野における男女共同参画の促進
基本的方向1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向性

（1）市の附属機関等への女性の参画の促進	（2）市の女性職員の登用の促進と職員研修の促進

1．平成29年度の取組

市が設置する附属機関，私的諮問機関の委員の改選期等の選任に当たり，女性の登用に努めた。

〇附属機関への女性の登用促進
女性委員の割合
H29.4.1現在30.4%
H30.4.1現在29.8%

〇懇談会等への女性の登用促進
女性委員の割合
H29.4.1現在23.1%
H30.4.1現在26.9%

男女が対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりに取り組んだほか，職員研修の充実に努めた。また，女性の管理職登用に努めた。

〇職場環境づくり
旭川市特定事業主行動計画（統合版）に掲げる数値目標の達成状況等を公表し，意識の啓発に努めた。

〇職員研修の実施
次の研修を実施し，男女共同参画の意識を高めた。
新採用職員研修「男女共同参画」
ダイバーシティ研修
ワークライフバランス研修
キャリアデザイン研修
ハラスメント防止研修

〇女性職員の管理職等への登用
平成29年度人事異動昇任者数

部長職	0人（総数10人）
次長職	2人（総数15人）
課長職	8人（総数29人）
課長補佐職	7人（総数31人）
係長職	12人（総数58人）
計	29人（総数143人）

2．取組の実施による成果

附属機関等委員への女性の登用に努めたところ，附属機関については，女性委員の割合が減少したが，懇談会等については増加した。
市の職員については，これまで比較的女性の配置が少なかった部署への女性の配置や研修を通じて，男女共同参画に対する意識を高めることができた。

３．関連予算事業名	
２－１－（１）	２－１－（２）
	職員研修費

４．今後の課題・方向性
あさひかわ男女共同参画基本計画見直し版においては，市の附属機関及び私的諮問機関における女性委員の割合の目標を５０％と定めており，今後も目標達成に向け，市の附属機関等の委員の選任に当たり女性委員の登用を積極的に行う。 　今後も，人事配置，研修，女性の登用を通じて職員の意識啓発に取り組み，対等な立場で仕事を担い合う職場環境づくりを進める。なお，研修については，より効率的で実効性の高い研修となるよう内容を検討する。 　40～50歳代の女性職員数が少なく，管理職に昇任する対象者が限定される状況であるが，女性管理職の育成のため，計画的に係長職及び課長補佐職への女性の登用を進める。

目標2	あらゆる分野における男女共同参画の促進
基本的方向2	男女の家庭生活と他の活動との両立支援

施策の方向性

(1)子育て支援体制の充実	(2)ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

1．平成29年度の取組

良好な保育環境の整備に努めたほか，様々な就業形態に対応した多様な保育サービスや幼稚園での一時預かり事業を実施した。また，子育てに関わる会員制の相互援助活動を行う事業を実施した。

地域子育て支援拠点施設等で親子の交流の場を提供したり，子育てに関する相談・援助を行うなどの事業を実施し，地域における子育てを支援した。

男性の育児休業取得を促進するため，育児休業制度の周知と男性が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めた。

◆良好な保育環境の整備

〇市立保育所における保育内容の充実及び保育の質の向上に関する取組
- ・公開保育の実施　31人参加
- ・研修報告会の開催　54人参加
- ・特別支援に係る学習会の開催　64人参加
- ・園開放事業の拡充
  子ども総合相談センターやみどり学園との連携を図りながら支援を必要とする子の受入を含め3保育所計275人が利用

〇保育施設の整備
- ・認可保育所の整備6件（定員180人増）
- ・認定こども園の整備3件（定員56人増）
- ・認定こども園の創設4件（定員465人増）
- ・小規模保育事業の改修2件（定員36人増）

〇乳児の受け入れ拡大
- ・認可保育所の整備により乳児の受入れを拡大 342人増

〇へき地・季節保育所及び通年保育園の運営
- ・へき地保育所　6施設
- ・季節保育所　9施設
- ・通年制保育園　11施設

〇認可外保育所の運営費一部助成
- ・私立認可外保育施設　10施設

〇事業所内保育所の運営費一部助成
- ・事業所内保育施設　8施設

ひとり親家庭の生活の安定と向上のため，資金の貸付け等の経済的支援を行う事業を実施したほか，支援員の派遣や母子生活支援施設への入所等により安心して暮らすことができる環境整備に努めた。

ひとり親家庭からの相談に応じ，関係機関と連携を図りながら，問題解決及び自立に向けた支援を行った。

〇母子福祉資金等の貸付け

母子家庭等の自立のために必要な資金の貸付け。

事業開始資金	1件	2,850,000円
修学資金	84件	50,439,550円
技能習得資金	8件	4,975,000円
就職支度資金	1件	100,000円
修業資金	4件	1,263,700円
生活資金	1件	960,000円
転宅資金	1件	146,000円
就学支度資金	48件	15,174,200円

〇母子家庭等自立支援給付金の支給

母子家庭の母，父子家庭の父を対象に就業を促進するための給付金を支給。
- ・自立支援教育訓練給付金 7件　271,698円
- ・高等職業訓練促進給付金 20件　20,189,000円
- ・修了支援給付金 9件　425,000円

〇ひとり親家庭等への医療費の助成
- ・月平均受給者数
  親　4,214人　子　6,225人
- ・年間助成件数
  親　298件　子　70,391件
- ・年間助成額
  親　24,550千円　子　158,702千円

〇母子家庭等の日常生活の支援

ひとり親家庭で一時的に生活援助や保育サービスが必要な世帯，日常生活に大きな支障がある世帯に対する支援員の派遣や児童預かり養育保護の実施。
- ・登録世帯数　16件
- ・利用件数　生活援助　延べ90件
  子育て支援　延べ26件

○保育体制の充実
保育所に対し，配置基準を超える保育士等（予備保育士，低年齢児担当保育士），予備調理員及び産休等代替職員を配置する経費を助成。

予備保育士	62人
低年齢児担当保育士	71人
予備調理員	53人
産休等代替職員	1人

○保育指導の充実
来所，電話相談により個別対応を実施。
園開放事業利用者及び見学者等との交流の中で育児不安の解消に資する取組を実施。

◆多様な保育サービス等の実施
○子育て短期支援事業
児童を養育することが一時的に困難となった場合に，適切に保護を行うことのできる施設において，一定期間養育，保護を実施。
・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
登録世帯数　43世帯
利用人数　延べ171人
・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
登録世帯数　44世帯
利用人数　延べ61人

○延長保育
8時間を超える短時間延長保育と11時間を超える標準時間延長保育を実施。
・延長保育
公立3か所，私立21か所
・長時間延長
私立1か所

○夜間保育
延長保育を超えて保育が必要となる児童に対して，夜間保育を実施。
・実施施設　1か所
・通常開所時間　11:00～22:00
・長時間延長を含む開所時間　8:00～25:00

○病児・病後児保育
保育所に通所している児童で，病気回復期にあるため集団保育が困難な児童に対し，保育を実施。
また，病児保育を行うための施設整備を実施した。
・実施施設
公立 1か所，私立 1か所
・開所日数
293日
・利用人数
公立 延べ60人，私立 延べ 28人
・病児保育施設整備
私立1か所

○母子生活支援施設
18歳未満の子どもを養育している母子家庭等の女性が子どもと一緒に利用できる施設。
入所者の自立に向けて，相談支援等の援助を行った。
年間利用数
・世帯数　延べ298世帯
・児童数　延べ401人
・総人員　延べ699人

○ひとり親家庭相談
・相談件数　1,684件

○母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談・支援
・就業相談

相談延べ人数	352人
新規求職登録者数	56人
就業実績	21人

・就業支援講習会等

セミナー	3回開催
参加者延べ	30人

・無料法律相談会　5回開催
利用人数　14人
・自立支援プログラムの策定

プログラム策定人数	6人
就業実績	4人

○休日保育 日曜日や祝日に保育を実施。 ・実施施設 私立1か所 ・利用人数 延べ1,209人 ○特別支援保育 心身に障害を有する児童を指定の保育所等で受け入れ，保育を実施。 ・実施施設　公立3か所 私立27か所 ・対象児童　公立20人 私立106人 ○保育所等一時預かり事業 一時的な保育及び緊急時の保育。 ・実施施設　公立1か所 私立10か所 ○幼稚園等一時預かり事業 幼稚園等での通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに一時預かり事業を実施。 ・実施施設 月曜～金曜　49園 （土曜　31園） ・長期休業期間　49園 ○放課後児童クラブ 放課後に保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象として適切な遊びや生活の場を提供。 ・8か所の第二・第三児童クラブの開設又は拡張移転等により，約110人の定員増を行った。 ○子育て支援ナビゲーター 就学前児童の保護者に対し，多様な保育サービスの情報提供を行う。 ・電話相談　509件 ・来庁相談　265件 ・出張相談又は行事参加時の相談　312件 ・入所不承諾者フォローアップ　315件 ◆会員制の相互援助活動 ○ファミリーサポートセンター事業 保育所や幼稚園までの送迎や外出時の預かりなど幅広く育児のサポートを行う会員制の相互援助活動。 ・依頼会員数　1,148人 ・提供会員数　194人 ・両方会員数　84人 ・援助活動実績　4,517件	

○こども緊急さぽねっと事業 子どもの病気や急な仕事など，宿泊を含めた臨時的・突発的な育児のサポートを行う会員制の相互援助活動。 ・利用会員数　1,231人 ・スタッフ会員数　168人 ・援助活動実績　1,602件 ◆地域子育て支援 ○地域子育て支援拠点事業 親子の交流の場の提供，子育てに関する相談，援助の実施，地域子育て関連情報の提供，子育て及び子育て支援に関する講習の実施。 ・実施箇所　10か所 ・育児相談　5,172件 ・子育てサロンの開設　延べ68,160名 ・親子遊び・育児講座　延べ17,365名 ・出張ひろば　延べ　3,022名 ・育児サークル支援　延べ　3,327名 ・子育てニュースの発行　21,965部 ○子育て交流活動推進事業 育児サークル及び子育てサロン活動の支援。 ・育児サークル及び子育てサロン活動における会場料負担　22団体 ・育児サークル合同イベントの開催　年1回 ・育児サークル，サロンへの支援員の派遣　61回 ○保育所の開放 各認可保育所で曜日を決めて保育所を地域に開放し，保育所に入所していない児童・保護者と在園児の交流を図った。 ○あそびの広場 私立認可保育所の保育士が親子で楽しめる遊びを提供し，親同士の交流や子育て支援を行った。 ◆育児休業制度の周知と男性が育児休業を取得しやすい環境づくり ○育児休業制度についての理解促進 ・「旭川労政だより」を年3回発行し，市内企業に育児と仕事の両立を支援する取組について周知した。 平成29年4月　2,310部 平成29年7月　2,310部 平成30年1月　2,310部 ・「みんなde子育て～旭川市職員子育てハンドブック」を希望する市職員に配付し，育児休業制度の周知と職場の理解促進に努めた。	

2. 取組の実施による成果

延長保育・夜間保育・一時預かり事業等多様な保育サービスの実施により，様々な就労形態の保護者ニーズに応じることができた。また，ナビゲーターによる子育てに関する相談や入所不承認者へのフォローアップを実施し，ケアを行うことができた。病児保育を行うための施設整備を行い，平成30年度から運用を開始することができた。

保育環境の整備，会員制相互援助活動の実施，子育て支援事業の実施により，安心して子育てをすることができる環境を整えることができた。放課後児童クラブについては，定員の増加等に加え，弾力的な受け入れにより，平成28年12月以降待機児童0人を継続しており，保育施設については，保育施設の整備による定員増，個々の生活状況に応じた保育所等の情報提供の実施により，平成30年4月1日現在の待機児童が0人となった。

ひとり親家庭に対し，医療費の助成や自立支援訓練給付金等を支給することで，生活の安定を図ることができた。

3. 関連予算事業名

2－2－（1）	2－2－（2）
児童家庭相談事業費 私立認可保育所等建設補助金 通年制保育園等管理費 通年制保育園等補修費 特別支援保育事業補助金 私立認可外保育施設運営補助金 保育体制充実費 私立保育所等一時預かり事業補助金 私立認可保育所病後児保育事業費 子育て短期支援費 子育て支援ナビゲーター活動費 市立保育所病後児保育事業費 市立保育所延長保育等事業費 留守家庭児童会開設費 留守家庭児童会運営費 留守家庭児童会施設補修費 市立保育所一時預かり事業費 幼稚園等一時預かり事業補助金 地域子育て支援拠点運営費 ファミリーサポートセンター運営費	児童家庭相談事業費 女性相談事業費 ひとり親家庭等医療費助成費 母子福祉資金等貸付事業特別会計操出金 ひとり親家庭等自立支援費 母子生活支援施設等運営費

4. 今後の課題・方向性

平成30年4月1日現在の保育所の待機児童は0人となったが，年度途中の待機児童は今後も発生する見込みであることから，引き続き保育施設の整備を進め，受け入れ可能な児童数を増やすことに努める。

ファミリーサポートセンターやこども緊急さぽねっとは，会員数及び援助件数が増加しており，さらにはニーズも多様化しているため，更なる事業の周知を行い，提供会員・スタッフ会員の増加に努める。

男性は女性に比べ圧倒的に育児休業制度の取得率が低いため，市内企業及び市職員への育児休業制度の周知に努め，男性の育児休業の取得を促進する。

引き続き，ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進する事業を実施し，ひとり親家庭が安心して暮らすことができるよう支援する。

目標2	あらゆる分野における男女共同参画の促進	
基本的方向3	就労の場における男女共同参画の促進	
施策の方向性		
（1）就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	（2）農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	（3）就労機会等の拡大
1．平成29年度の取組		
男女ともに安心して働き続けることができる職場環境づくりのため，市内企業に制度や労働環境の整備についての情報提供や，誰もが働きやすい職場作りに積極的に取り組んでいる企業の表彰及びアドバイザーの派遣を行った。 性別にかかわりなく雇用機会と待遇が確保されることを目指し，男女共同参画研修会や出前講座を実施し，就労の場における男女共同参画に関する意識啓発を行った。庁内においては，ダイバーシティ研修を実施し，多様性についての理解を深めた。 中小企業融資制度において労働環境改善等のための低金利融資制度を設定し，育児・介護休業導入などの促進に努めた。 企業における男女共同参画や子育て支援等の取組の促進を図るため，本市の入札・契約制度において，男女共同参画等を推進する企業の社会的な貢献度を評価し，入札・契約制度において優遇措置を行った。 〇労働環境整備等に関する情報提供 ・旭川市労働基本調査 従業員5人以上の市内1,000事業所に対してアンケートを送付し，労働条件，労働環境についての状況把握を行い，集約結果を回答のあった事業所及び関係機関等に送付するとともにHPで公表した。 ・旭川労政だより 女性の正当な能力評価，労働環境の整備等に関する支援施策の情報提供を行った。 〇女性活躍に関わるHPの作成 ・法律の概要や国の制度，事業者や市民向けの取組等の情報提供を行った。	農村女性の自主的な実践活動を促すため，研修会等の実施に係る支援を行った。 〇農村女性活動支援 以下の団体が実施した研修の経費に対して助成を行った。 ・農村女性ネットワークかがやき 2回　延べ参加者数37人 ・農村大学IN 1回，延べ参加者数8人	市内事業所における女性の労働状況や制度の整備状況等について情報提供を行った。また，旭川市職業相談室において就業相談を実施した。 中小企業融資制度において，新規創業の場合の優遇策を設け，起業を促進した。 場所や時間にとらわれない新たな働き方であるテレワークの普及に努めた。 〇旭川労政だよりの発行 市内事業所における女性の労働状況や制度の整備状況等を集約し公表。 〇就業相談の実施 旭川市職業相談室において，男女を問わず求職者への幅広い情報提供と相談を実施。 相談件数　12,461件 職業紹介件数　2,719件 就職件数　908件 〇新規創業支援 【融資制度】 新規創業する市内中小企業者等を対象に，旭川市中小企業融資制度「新規創業支援資金」，「中心市街地新規出店支援資金（新規創業案件）」を設け，これらを利用する者に対して補助制度（信用保証料及び利子補給）を設定。 ・新規創業支援資金 新規貸付実績 件数　31件 貸付額　160,290千円 ・中心市街地新規出店支援支援資金（新規創業案件） 新規貸付実績 件数　7件 貸付額　29,300千円	

○男女共同参画に関する意識啓発 ・男女共同参画出前講座 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を目指して」 受講者26人 「仕事と育児を両立するための旭川市としての各種支援策について」 受講者70人 「ワーク・ライフ・バランスの推進について」 受講者30人 「男女共同参画ってなに？」 受講者12人 「キャリアデザイン研修」 受講者19人 「男女共同参画セミナー」 受講者28人 「”気づき”の男女共同参画」 受講者29人 ・男女共同参画研修会 「パパのための写真講座」 受講者32人 「パパのための動画講座」 受講者22人 「性的マイノリティについて知ろう 受講者45人 ・女性活躍・ワーク・ライフ・バランス研修会 「これからの時代の働き方について」 受講者49人 ○ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰 誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰。 ・表彰件数　3件 ・HPに表彰企業の取組を掲載 ○ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣 誰もが働きやすい職場づくりに取り組もうとする事業者に対し，アドバイザー（社会保険労務士）を派遣。 ・派遣実績　2事業者		【ビジネスプランコンテスト】 道北の6市3町（旭川市・稚内市・留萌市・名寄市・士別市・富良野市・鷹栖町・東川町・東神楽町）で協議会を組織し，6市3町からビジネスプランを募集し，優秀なプランの表彰を実施。 ・応募１９件 ・最優秀賞 旭川市からの応募者（女性） ○テレワークの普及促進 ・クラウドソーシング講演会の開催 参加者　１１２名 ・テレワーク普及促進員の派遣 テレワーク導入企業 ８事業者 ・BIMテレワーカーの育成 ５人 ・テレワークで受注できる大都市圏企業の仕事の発掘 １件

○職員研修の実施 ・新規採用職員研修 「男女共同参画」 受講者77人 ・特別研修 「ダイバーシティ研修」 受講者27人 「ワーク・ライフ・バランス研修」 受講者23人 「キャリアデザイン研修」 受講者34人 「ハラスメント防止研修」 受講者27人 ○労働環境の改善等 【融資制度】 ・市内企業を対象とした労働環境改善等のための低金利融資制度『労働環境整備資金』を設けこれを利用する事業者に対して支払済み信用保証料の50%相当額を補助し，また借入当初3年間の支払済み利子のうち，年１．０%相当額の利子を補給する。 ○男女共同参画を推進している企業への入札・契約制度における優遇措置 ・建設工事にて男女共同参画の推進を評価項目に組み入れた総合評価入札を12件実施。 ・育児休業・介護休暇制度等子育て支援や男女共同参画を推進している企業を社会貢献推進企業として登録し，委託・賃貸借・物品購入の指名入札又は随意契約における業者選定時に優先的に扱う措置を実施。		

2. 取組の実施による成果

男女共同参画研修会等を通じ，情報提供と意識啓発を行うことができた。
誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため，ワーク・ライフ・バランス推進事業者表彰及びワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣を実施し，意識の向上を図ることができた。
中小企業融資制度において新規創業者を対象とした融資及びこれに係る補助制度の実施により，新規創業を促進することができた。

3. 関連予算事業名

2-3-(1)	2-3-(2)	2-3-(3)
労働基本調査費 中小企業振興資金融資事業費 男女共同参画推進費 女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進費	農業担い手育成事業費	旭川まちなかしごとプラザ事業費 テレワーク普及促進費 旭川版テレワークモデル推進費

4. 今後の課題・方向性

就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保のため，企業に対する情報提供と意識啓発を引き続き実施する。
また，性別にとらわれず，各人の能力や希望に応じた働き方ができるような支援を行っていく。
男女ともに働きやすい職場環境づくりを促進するために，ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業者にアドバイザーを派遣する事業及びワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む事業者を表彰する制度を平成28年度に創設したが，認知度が低く，申込件数が少ないため，周知方法を工夫し，関心を高めていく。

目標2	あらゆる分野における男女共同参画の促進
基本的方向4	家庭や地域における男女共同参画の促進

施策の方向性

(1)家庭や地域における活動等の促進	(2)介護の場面における固定的役割分担意識の解消

1．平成29年度の取組

男女共同参画出前講座において，様々な活動に男女がともに参画することの必要性や重要性について啓発した。 男女共同参画推進団体の活動を支援し，男女共同参画推進団体間や，行政との連携の促進のため，情報交換会を開催した。 男女共同参画推進団体等が，ときわ市民ホールを活用し，活発に活動できるよう支援した。 ○男女共同参画出前講座等の実施 ・男女共同参画出前講座 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を目指して」 受講者26人 「ワーク・ライフ・バランスの推進について」 受講者30人 「男女共同参画ってなに？」 受講者12人 「男女共同参画セミナー」 受講者28人 「“気づき”の男女共同参画」 受講者29人 ・男女共同参画研修会 「パパのための写真講座」 受講者32人 「パパのための動画講座」 受講者22人 ・女性活躍・ワークライフバランス研修会 「これからの時代の働き方について」 受講者49人 ○男女共同参画推進団体の活動支援 ・団体の会議等の活動時にときわ市民ホール内政策調整課分室「ハーモニー」を無料で貸出した。 合計　12団体　171回 ・団体の活動に関する印刷物作成時にときわ市民ホール内政策調整課分室「ハーモニー」に設置している印刷機を無料で貸出した。 合計　59,193枚 ○男女共同参画推進団体情報交換会の開催 年1回	男女共同参画出前講座において，固定的性別役割分担の払拭及び家庭内での介護をはじめ様々な場面における男女共同参画の必要性や重要性について啓発した。また，男女ともに家族等の介護を担うことができるよう，市内企業に対し，介護休暇制度について周知した。 ○男女共同参画出前講座の実施 ・男女共同参画出前講座 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を目指して」 受講者26人 「ワーク・ライフ・バランスの推進について」 受講者30人 「男女共同参画ってなに？」 受講者12人 「男女共同参画セミナー」 受講者28人 「“気づき”の男女共同参画」 受講者29人 ○旭川労政だよりの発行 介護と仕事の両立を支援する取組について周知

○ときわ市民ホールの利用支援 年間利用者数 166,257人（うち女性団体43,022人） 年間利用件数 10,928件（うち女性団体4,012件）	

2．取組の実施による成果

男女共同参画出前講座を実施し，家庭内での男女共同参画や様々な活動時における男女共同参画の必要性及び重要性について啓発することができた。
政策調整課分室「ハーモニー」及び印刷機の貸出しにより，男女共同参画推進団体の活動を支援することができた。

3．関連予算事業名

男女共同参画推進費	男女共同参画推進費

4．今後の課題・方向性

男女共同参画出前講座等の機会を活用し，家庭内，地域活動等様々な場面や活動における男女共同参画の必要性や重要性について啓発を行う。また，引き続き男女共同参画推進団体の活動を支援する。

目標3	生涯を通じた男女の健康支援
基本的方向1	男女の健康の保持・増進

施策の方向性

(1)性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進	(2)保健・医療体制の充実

1．平成29年度の取組

生活習慣病予防のための集団健康教育等を実施したほか，がん検診等健康を守るための取組を実施した。また，食や健康に関する各種の講座や料理教室，スポーツ教室の実施等健康づくりを支援する取組を行った。 高齢者が，要介護等状態になることを予防するとともに，要介護等状態となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，介護予防の普及啓発を実施した。 ○生活習慣病予防対策の実施 ・集団健康教育　120回　3,794人 ・健康相談　612回　1,089人 ・訪問指導　406人（延べ 458人） ・国民健康保険被保険者(40歳～74歳)を対象とした特定健康診査（ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑに着目した生活習慣病を予防するための健康診断） 対象者全員への受診券送付，未受診者全員へのハガキ勧奨，電話勧奨，未受診者への個別訪問，市民広報における啓発等受診率向上対策を実施。 受診率22.8%（10月頃確定予定） ○がん検診の実施 がん検診(胃，肺，乳，子宮，大腸)を実施。 特定健康診査とセットで受けることができる機会を設けた。 ○がん予防学級の実施 医師及びがん経験者による講演会 参加者98人 ○エイズ予防対策事業の実施 ・エイズに関する予防知識の普及啓発 ・HIV抗体検査　43回，188件 ・相談　204件 ・情報誌の発行　1回 ・講演会の開催　1回 ・旭川市エイズ等対策推進協議会の開催　1回	市立病院において，女性の医師の確保に努めた。 ○市立病院における女性の医師・医療技術員の確保 女性採用者数（採用者のうち女性割合） ・医師 採用者 17人中 2人（11.8%） ・医療技術者 採用者　6人中 2人（33.3%）

○食生活改善地区組織活動の実施 ・食生活改善推進員養成講座 全6回　受講者　15人 ・食生活改善推進員スキルアップ講座 2回　受講者　延べ134人 ・食生活改善地域講習会 40回　受講者　延べ1,258人 ○栄養改善推進事業の実施 ・給食施設指導 巡回指導：78施設 栄養管理報告書受理：200施設 ・離乳食教室 9回，受講者　276人 ・その他健診時等における栄養指導・健康教育 ○食育推進事業の実施 ・食育推進会議　3回 ・食を育む料理教室　8回，参加者 延べ214人 ・食育出前講座　33回，受講者 延べ854人 ・わくわく食育ツアー　全2回，参加者20人 ○スポーツ教室の実施 旭川市総合体育館，大成市民センターにおいて高齢者，母子が一緒に取り組める軽運動の教室を開催。 23教室　各10回開催 参加者 488人 ○介護予防事業の実施 ・地域介護予防運動教室事業 752回，参加者 延べ14,960人 ・健康教育・介護予防相談 健康教育：26回，参加者 延べ569人 介護予防相談：9回，参加者 延べ103人 ・介護予防手帳 作成数：1,400冊 ・認知症予防教室 92回，参加者 延べ1,180人 ・普及啓発パンフレット 作成数：8,000冊 ・介護予防運動教室事業 258回，参加者 延べ13,986人 ・地域リハビリテーション活動支援事業 170回，参加団体 88団体	

生活習慣病予防のための取組や，がん検診等を実施し，健康保持の支援を行うことができた。また，栄養相談やスポーツ教室等を実施し，健康づくりを支援することができた。また，エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発活動を行い，感染症予防に関する意識啓発を行うことができた。 介護予防に関する事業を実施し，高齢者が要介護状態となることを予防し，生きがいのある生活を送ることができるよう支援することができた。 市立病院の医師や医療技術者の採用に当たって，女性を4人採用し，女性の受診者に配慮した医療をより一層提供することができる体制になった。
3．関連予算事業名

3－1－（1）	3－1－（2）
感染症予防対策費 保健事業費 食育推進費 栄養改善推進費 がん検診費 介護予防普及啓発事業費 特定健康診査等事業費	

4．今後の課題・方向性
健康づくりに関する施策のより一層の充実を図る。 女性も受診しやすい医療体制を整備するため，引き続き，女性医師及び女性医療技術員の確保に努めていく。

目標3	生涯を通じた男女の健康支援
基本的方向2	女性の健康づくりの推進

施策の方向性

（1）妊娠・出産期における女性の健康支援

1．平成29年度の取組

安心して子どもを産み育てることができるよう，妊娠・出産期における女性の健康支援や，育児支援を行った。
また，不妊や育児に悩む市民に相談・情報提供を行った。

〇母子健康手帳の交付
母子健康手帳交付時の相談体制を強化し，要支援者の早期発見，早期支援に取り組んだ。
母子健康手帳交付数　2,219　件

〇妊婦健康診査に係る費用の助成
妊婦健康診査受診件数　延べ　25,587件

〇乳幼児・幼児に関する健康相談の実施
乳幼児健康相談　38回実施，延べ1,026件
幼児健康相談　45回実施，延べ　623人
電話相談　321件
窓口相談　1,570件

〇不妊相談の実施
相談件数　102件

〇特定不妊治療(体外受精及び顕微鏡受精)に要する医療費の一部助成
助成件数
特定不妊治療　延べ224件
不育症治療　延べ　5件

〇赤ちゃん訪問の実施
生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師が訪問し，育児等に関する不安や悩みを聞き，相談に応じた。また，必要に応じ関係機関と連携して訪問を行った。
訪問面接件数　延べ2,064件

2．取組の実施による成果

母子健康手帳交付時の相談体制を強化し，支援が必要な方を早期に発見し関係機関につなぐ等連携を図ったほか，妊婦健康診査の費用を助成し，安心・安全な妊娠，出産を迎えられるよう支援することができた。
乳幼児健康相談，幼児健康相談を実施し，保健指導や情報提供を行うことができた。
不妊・不育症の悩みを抱えているが周囲に打ち明けられない方も多く，不妊相談においては，情報提供を行うだけでなく，相談出来る場として，夫婦の健康支援に資することができた。また平成29年度から不育症治療費の助成を開始し，経済的な負担を軽減し，治療を継続するための体制を整えた。
精神的に不安定になりやすい出産後の時期に家庭訪問することで，養育者の育児に関する不安や悩みを軽減することができた。

３．関連予算事業名
３－２－（１）
すこやか親子推進費 母子保健推進費 医療費給付費 不妊対策推進費 赤ちゃん訪問指導費
４．今後の課題・方向性
引き続き，職員の相談スキル及び専門性を高めるとともに，医療機関等関係機関との連携を強化し，ハイリスク者の早期発見・早期支援に努める。また，平成30年度からは，産後うつの予防や新生児への虐待予防等を目的とした産婦健診，及び，育児支援を特に必要とする母子を対象に，医療機関又は助産所において，宿泊又は日帰りで心身のケアや育児に関する助言指導を行う産後ケア事業を実施する。

第２部　男女共同参画の動向

第1章　人口動態

1　人口の推移

本市の人口は，平成 15 年頃までは，ほぼ横ばいで推移していたものの，その後減少傾向に転じ，平成 18 年には 36 万人，平成 25 年には 35 万人を割り込み，減少が続いています。

男女別の人口を 10 年前と比較してみると，女性は，１８９，４１８人(H２０)から１８２，１９３人(H29)で，減少率は３.８％，男性は 166,４３７人(H２０)から１５８，３３０人(H29)で，減少率は 4.9％と，男女ともに減少しており，特に男性の減少割合が大きくなっています。

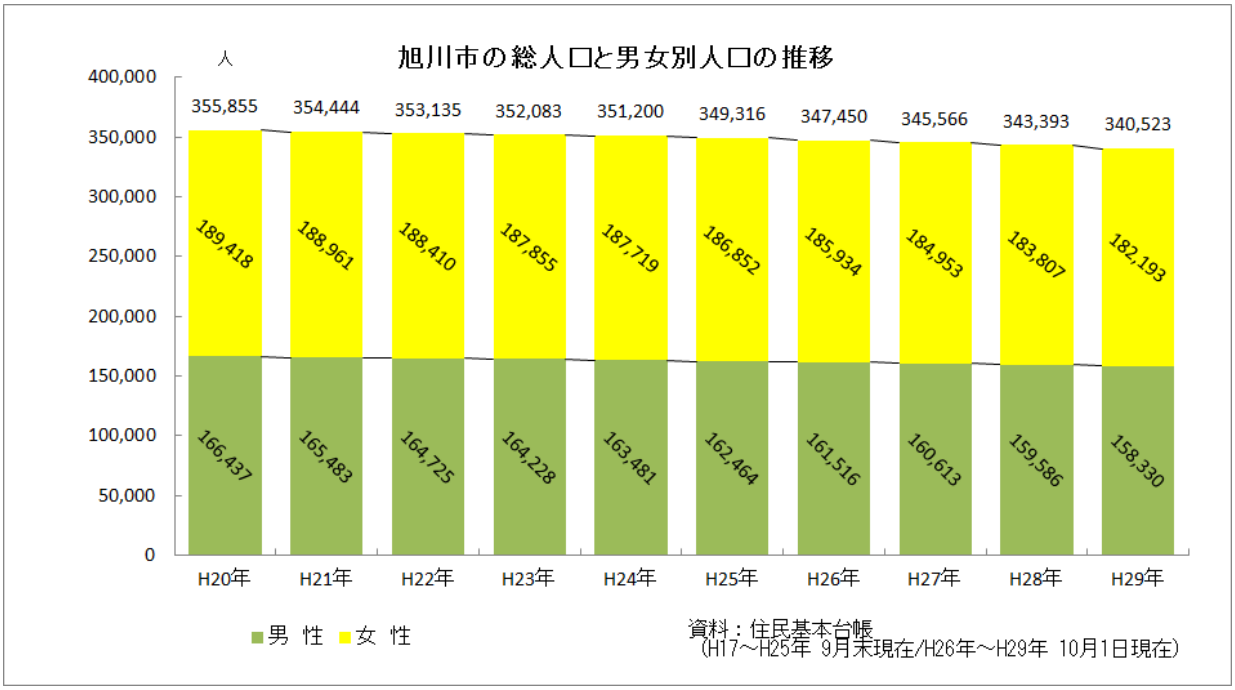

2　旭川市の年齢３区分別人口割合の推移

本市の年齢３区分別人口割合では，10 年間で 14 歳以下の年少人口の割合が減少している一方，65 歳以上の老年人口の割合が大きく増加しており，少子高齢化が急速に進んでいます。

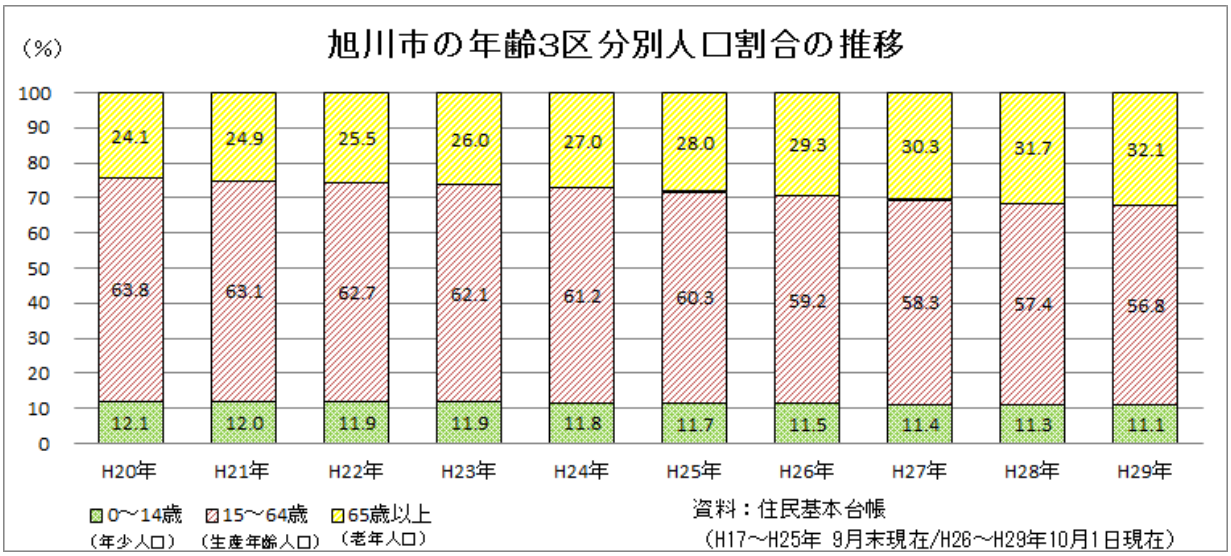

３　出生数と合計特殊出生率

本市の平成２７年の出生数は，2,３３３人で年々減少傾向にあります。合計特殊出生率を見てみると，全国は，平成 ２７年は 1.４５とほぼ横ばいで，本市では，全国平均を下回ったまま横ばい状態にあり，平成２８年は昨年とほぼ横ばいの 1.３２となっています。

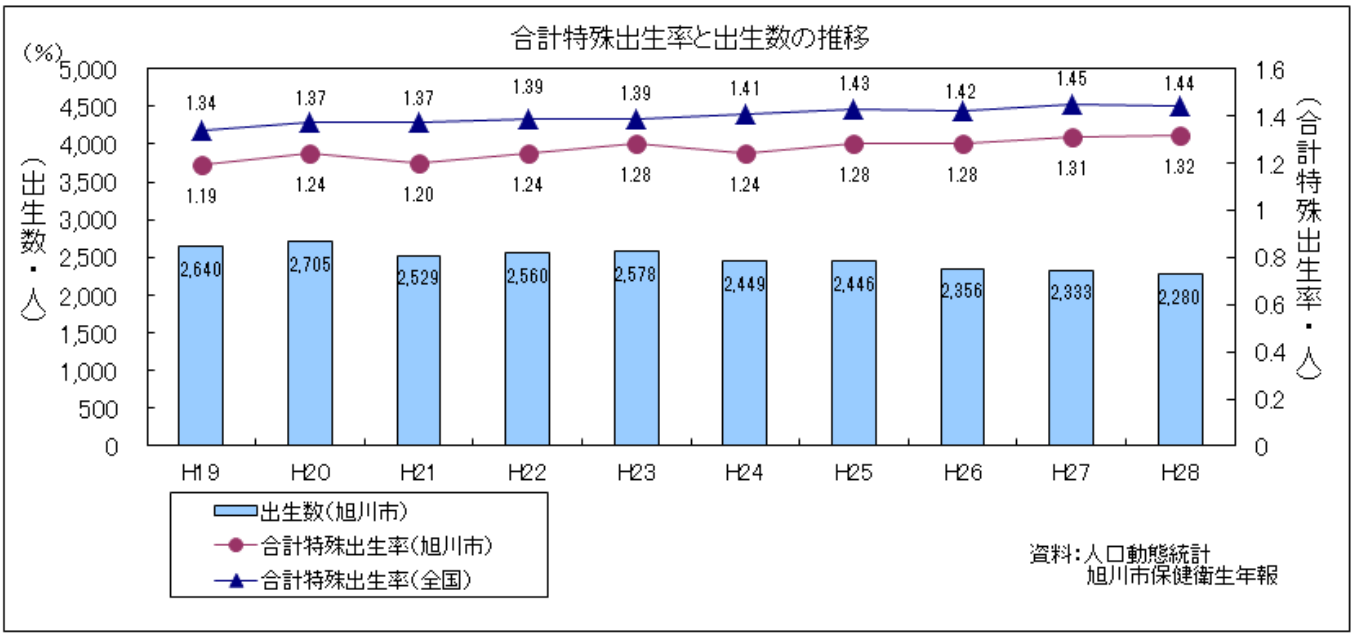

※　合計特殊出生率とは，15 歳から 49 歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので，1 人の女子が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当し，人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

（厚生労働省人口動態統計より引用）

出生数を母の年齢(5 歳階級)別にみると，30～34 歳の出生数が最も多く，ついで 25～29 歳，35～39 歳と続いています。

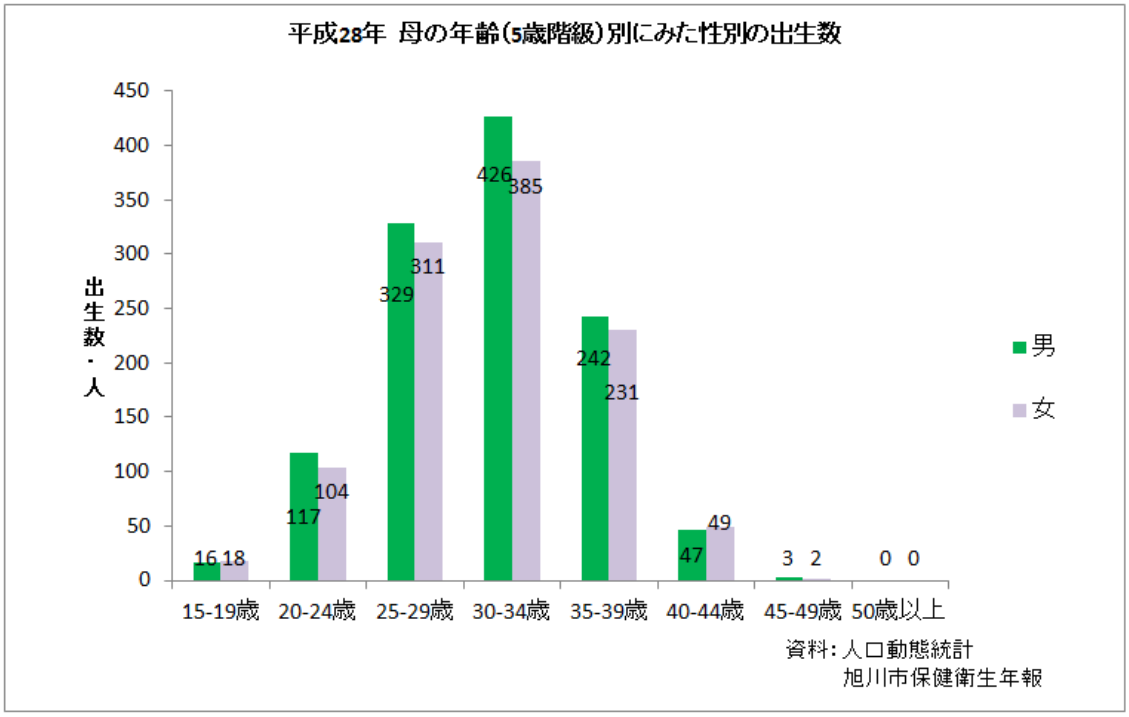

４　婚姻の動向

全国的に非婚化・晩婚化が進む中，本市においても男女ともに平均初婚年齢が上昇傾向にあります。

平均初婚年齢　（単位：歳）

	男　性			女　性		
	全　国	全　道	旭川市	全　国	全　道	旭川市
平成22年	30.5	30.1	29.5	28.8	28.7	28.1
平成23年	30.7	30.2	29.4	29.0	28.7	28.4
平成24年	30.8	30.4	29.7	29.2	29.0	28.5
平成25年	30.9	30.4	29.7	29.3	29.1	28.6
平成26年	31.1	30.7	29.8	29.4	29.2	28.6
平成27年	31.1	30.7	29.7	29.4	29.3	28.3
平成28年	31.1	30.7	30.0	29.4	29.4	28.7

資料：人口動態統計，旭川市保健衛生年報

また，本市の平成２８年の婚姻件数は 1,５７３件で昨年の 1,５９４件よりも２１件減っており，婚姻率は４．７％となっています。離婚件数は ７２０件で昨年の７６９件よりも４９件減少し，離婚率は 2.１６％と昨年の 2.２９％とほぼ同率となっております。

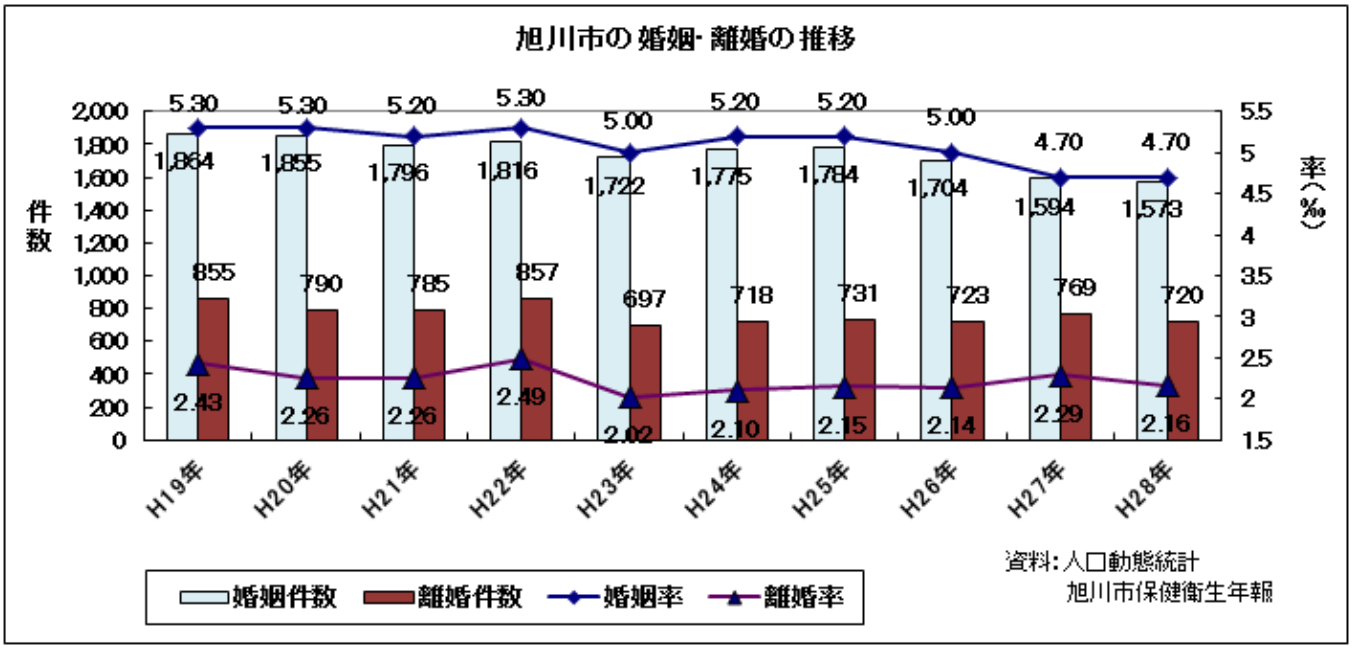

５　世帯構成の変化

本市の総人口が減少傾向で推移している一方で，世帯数は増加しています。これは，「単独世帯」の増加によるもので，そのため一世帯当たりの平均世帯人員は，年々減少しています。

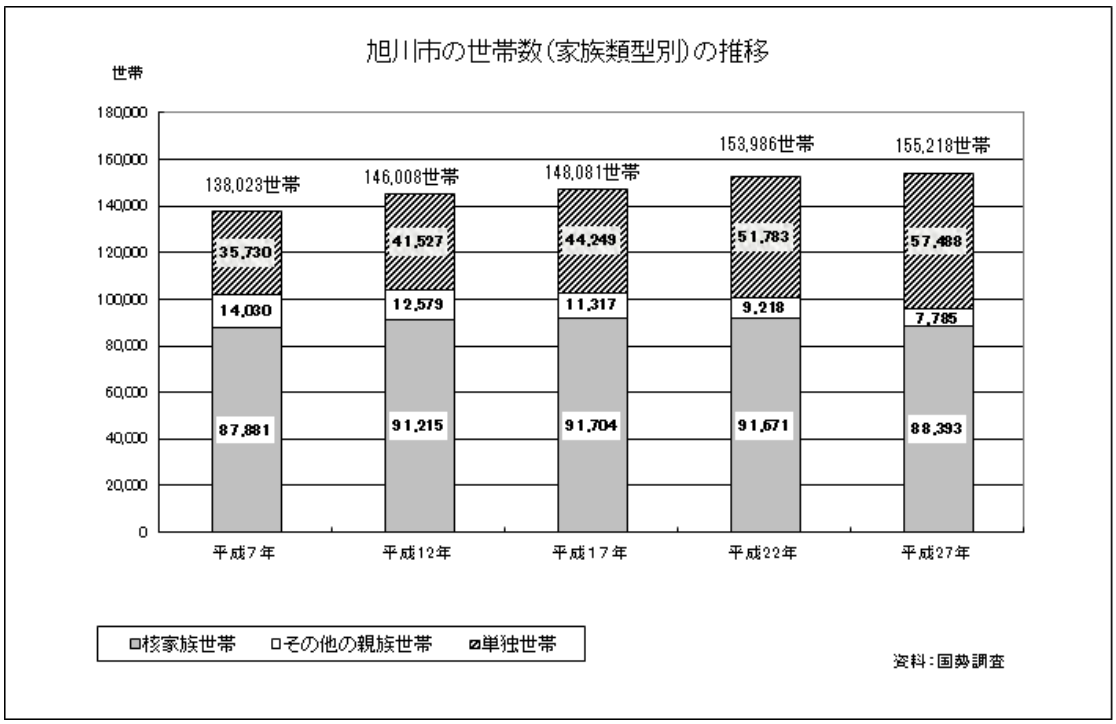

家族類型別にみると，「単独世帯」の割合が増加している一方で，「夫婦と子どもの世帯」の割合が減少しています。そして近年は，「女親と子どもの世帯（母子世帯）」の割合が増加しつつあります。

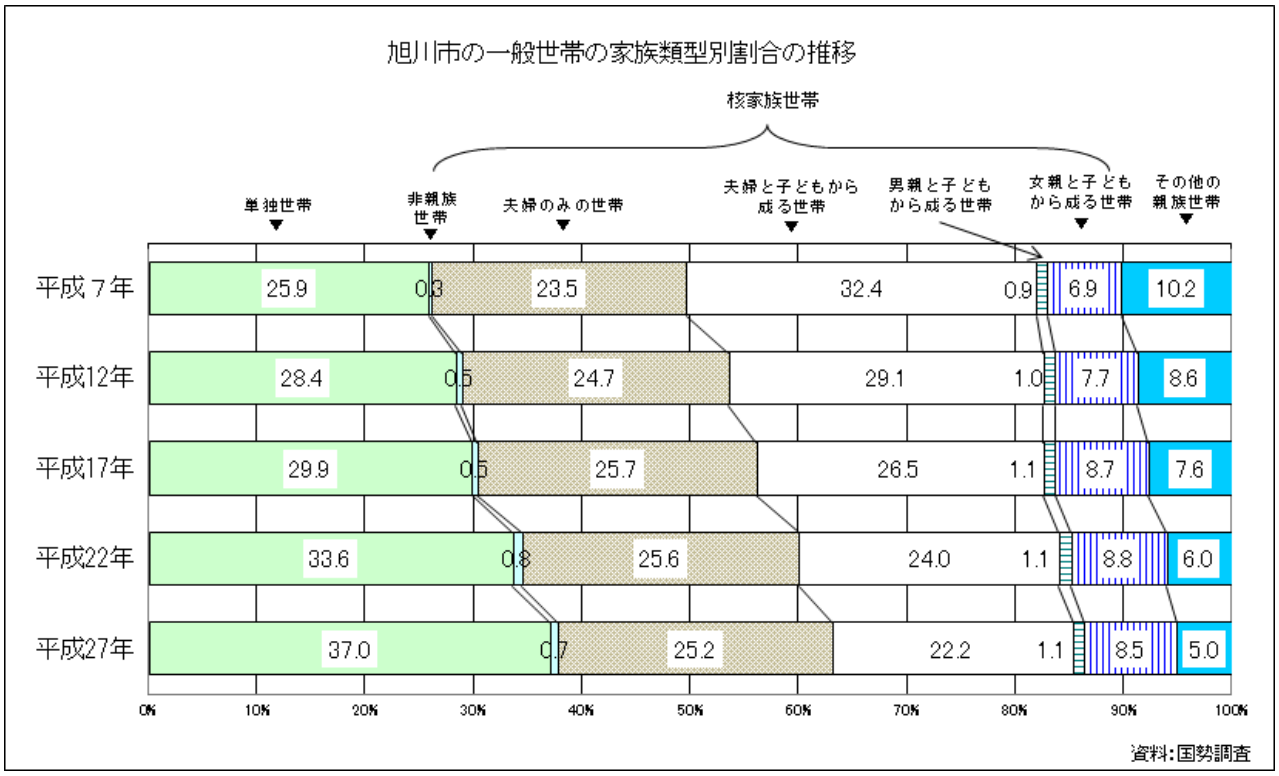

第2章　旭川市における男女共同参画

1　政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 市の附属機関における女性の参画

市の審議会等の附属機関における委員については，推進本部会議等を通じ，全庁的に積極的な女性の登用に努めていますが，女性委員の割合は 30%台で推移しており，平成 30 年に 29.8%と 30%を割り込みました。

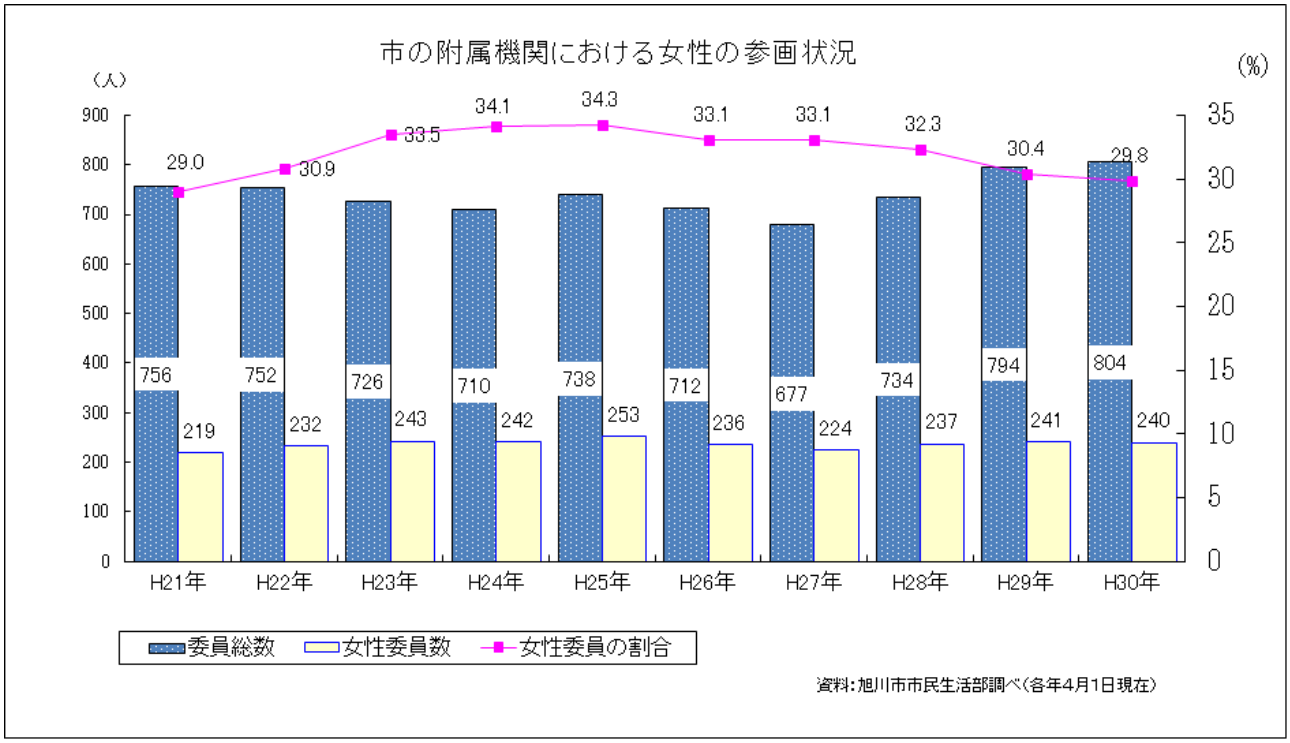

※附属機関とは，法律又は条例の規定に基づき，市の機関が設置する審議会などの機関をいいます。

一般的に審議会などは，市が政策を立案するに際して，市民や関係者の意見を広く聴取し，様々な角度から議論を尽くすために，諮問機関として設置されます。

附属機関の委員の就任状況等 （H30.4.1現在）

No.	機関名	委員構成（人）				就任機関	任期（年）	担当課
		計	男	女	女性比率	終期		
1	男女共同参画審議会	12	5	7	58.3%	H31.11.4	2	政策調整課
2	都市計画審議会	11	8	3	27.3%	H30.4.30 H30.8.31	2	都市計画課
3	開発審査会	5	3	2	40.0%	H32.3.31	2	都市計画課
4	景観審議会	8	5	3	37.5%	H30.9.23	2	都市計画課
5	特別職報酬等審議会	10	6	4	40.0%	審議終了まで	審議終了まで	総務課（総務部）
6	公正職務審査会	3	2	1	33.3%	H32.3.31	2	人事課
7	行政不服審査会	3	2	1	33.3%	H31.3.31	3	行政改革課
8	行財政改革推進委員会	6	5	1	16.7%	H31.5.31	2	行政改革課
9	契約審査委員会	4	3	1	25.0%	H31.5.14	2	契約課
10	防災会議	28	23	5	17.9%	H30.6.30	2	防災課
11	国民保護協議会	28	23	5	17.9%	H30.8.3	2	防災課
12	住居表示等審議会	6	5	1	16.7%	H32.2.14	2	市民生活課
13	消費生活会議	10	5	5	50.0%	H32.3.1	2	市民生活課
14	市民協働推進会議	7	4	3	42.9%	H32.3.31	2	市民活動課
15	情報公開・個人情報保護委員会	7	6	1	14.3%	H31.9.30	2	市民活動課
16	市民参加推進会議	12	7	5	41.7%	H32.2.26	2	市民活動課
17	社会福祉審議会	34	23	11	32.4%	H30.5.9	3	福祉保険課
18	民生委員推薦会	6	3	3	50.0%	H31.5.31	3	福祉保険課
19	生活館運営審議会	15	6	9	60.0%	H30.7.6	2	福祉保険課
20	国民健康保険運営協議会	23	16	7	30.4%	H31.9.5	2	国民健康保険課
21	介護認定審査会	120	85	35	29.2%	H31.3.31	2	介護保険課
22	地域包括支援センター運営協議会	15	11	4	26.7%	H30.5.29	3	長寿社会課
23	手話施策推進会議	9	4	5	55.6%	H30.10.31	2	障害福祉課
24	障害者自立支援審査会	15	11	4	26.7%	H31.3.31	2	障害福祉課
25	子ども・子育て審議会	19	11	8	42.1%	H30.7.31	3	子育て支援課
26	小児慢性特定疾病審査会	4	4	0	0.0%	H30.12.31	2	子育て助成課
27	奨学生等選考委員会	7	4	3	42.9%	H33.6.30	4	子育て助成課

28	保健所運営協議会	20	13	7	35.0%	H30.7.8	2	保健総務課
29	感染症診査協議会	9	7	2	22.2%	H32.3.31	2	健康推進課
30	予防接種健康被害調査委員会	6	5	1	16.7%	H30.4.30	2	健康推進課
31	食育推進会議	20	8	12	60.0%	H30.6.30	2	保健指導課
32	環境審議会	15	11	4	26.7%	H31.5.31	2	環境総務課
33	廃棄物減量等推進審議会	20	13	7	35.0%	H31.5.31	2	廃棄物政策課
34	中園廃棄物最終処分場監視委員会	15	11	4	26.7%	H30.4.30	2	廃棄物処理課
35	旭川市廃棄物処分場環境対策協議会	11	8	3	27.3%	H30.4.30	2	廃棄物処理課
36	中小企業審議会	12	9	3	25.0%	H30.8.28	2	経済総務課
37	工業技術センター運営委員会	12	11	1	8.3%	H31.8.1	2	産業振興課
38	工芸センター運営委員会	11	9	2	18.2%	H31.11.30	2	工芸センター
39	市営住宅審議会	12	9	3	25.0%	H30.12.19	2	市営住宅課
40	屋外広告物審議会	8	6	2	25.0%	H30.7.11	2	建築指導課
41	建築審査会	5	3	2	40.0%	H30.4.11	2	建築指導課
42	空家等対策協議会	12	9	3	25.0%	H32.3.23	2	建築指導課
43	緑の審議会	14	13	1	7.1%	H30.9.15	2	公園みどり課
44	賞慰金審査委員会	8	5	3	37.5%	H30.11.30 H31.12.24	2	総務課(消防本部)
45	社会教育委員	12	8	4	33.3%	H30.4.30	2	社会教育課
46	文化財審議会	9	6	3	33.3%	H30.7.31	2	文化振興課
47	旭川市民文化会館運営審議会	13	10	3	23.1%	H31.6.30	2	文化振興課
48	音楽堂等運営協議会	10	7	3	30.0%	H31.8.31	2	文化振興課
49	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会	9	4	5	55.6%	H30.5.31	2	文化振興課
50	公民館運営協議会	8	6	2	25.0%	H31.10.31	2	公民館事業課
51	図書館協議会	11	4	7	63.6%	H31.11.30	2	中央図書館
52	科学館協議会	9	8	1	11.1%	H30.6.30	2	科学館
53	博物館協議会	10	6	4	40.0%	H30.6.30	2	博物館
54	市立旭川病院倫理委員会	9	7	2	22.2%	H30.12.26	2	経営管理課
55	市立旭川病院医療事故調査委員会	10	7	3	30.0%	H31.3.31	2	経営管理課
56	市立旭川病院経営委員会	7	6	1	14.3%	H31.10.31	2	経営管理課
57	市立旭川病院治験審査委員会	10	9	1	10.0%	H32.3.31	2	教育研修課
58	市立旭川病院研修管理委員会	32	31	1	3.1%	H32.3.31	2	教育研修課
	合計	796	559	237	29.8%			

２　就労の場における男女共同参画

（1）就労状況

本市における労働力人口を男女別にみると，男性の労働力人口は平成７年をピークに減少を続けていますが，就業者数は平成 27 年に大幅に増加しました。女性の労働力人口及び就業者数は平成 12 年からゆるやかな減少傾向が続いていましたが，就業者数については，平成 27 年は微増しました。

平成 27 年をみると労働力人口の 45.6%，就業者数の 45.8%が女性となっています。

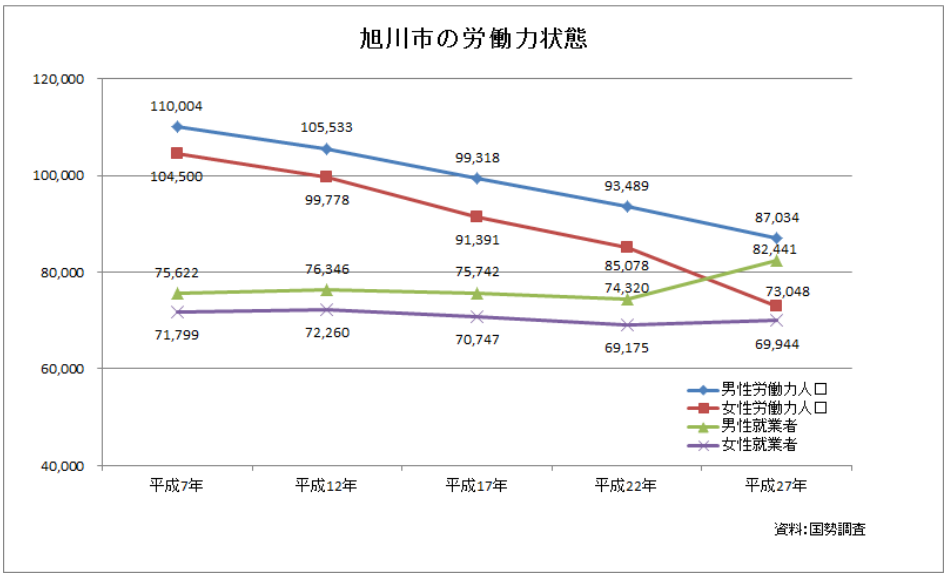

また，平成２７年の年齢階層別労働力率をみてみると，男性は，25 歳から定年を迎える 60 歳前後まで，労働力率が変わらないのに対し，女性は，30 歳代を底に M 字型カーブを描いています。これは，結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多いことが背景にあると考えられます。

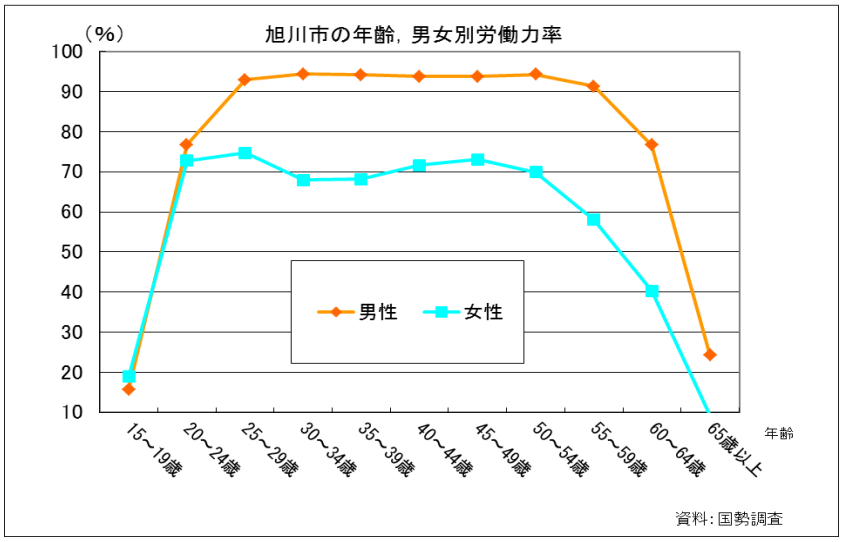

※「労働力人口」とは，15 歳以上の人口のうち，就業者（収入になる仕事を少しでもした人あるいは収入になる仕事を持っている人）と完全失業者（収入になる仕事を少しもしない人のうち，仕事に就くことが可能であって，かつ積極的に仕事を探している人）を合わせたもの。

※「労働力率」とは，15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。　（総務省「労働力調査」より引用）

⑵ 育児休業制度・介護休業制度

平成 29年度旭川市労働基本調査によると，育児休業制度について有効回答を得た204 事業所のうち,休業中の賃金の取扱いについては,「有給」が 23 事業所（11.3%）で，前回調査（H27:9.1%）より，2.2%増加しています。

また，介護休業制度について有効回答を得た207 事業所のうち，休業中の賃金の取扱いについては，「有給」が 20 事業所（9.7%）で，前回調査時（H27: 7.9%）より，1.8%増加しています。

育児休業中の賃金の取扱い

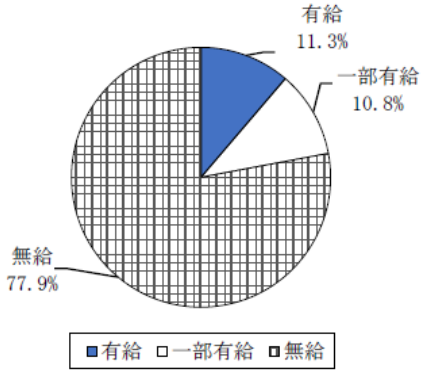

介護休業中の賃金の取扱い

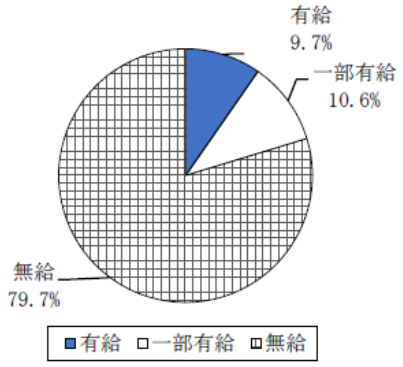

一方，育児・介護休業制度以外の措置として，短時間勤務，フレックスタイムなどを実施している事業所は，有効回答を得た 227 事業所のうち 91 事業所（40.1%）で，前回調査（H27:39.1%）よりも 1%増加となっています。

育児・介護に係る休業制度以外の措置

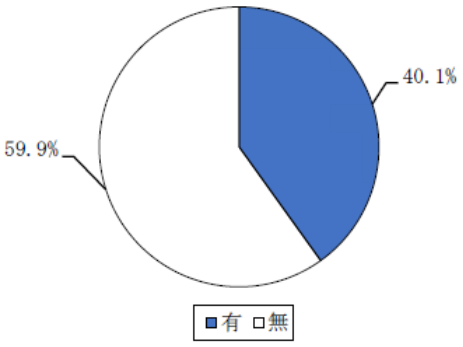

育児・介護休業以外の措置の内容（複数回答）

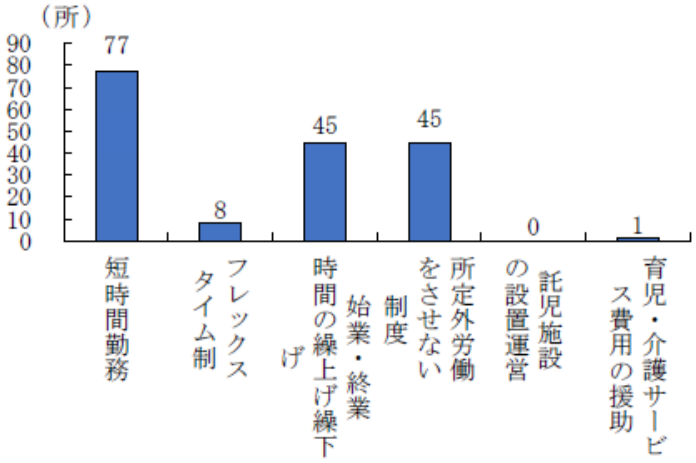

(3) 企業の女性管理職等の登用

平成 29 年度旭川市労働基本調査によると，240 事業所における正規雇用従業員数による従業員割合は，女性が 23.7%となっています。女性の管理職等の登用状況は，有効回答を得た 221 事業所のうち部長相当職以上で 6.9%（前回調査 6.0%），課長相当職で 9.2%（前回調査 6.7%），係長相当職で 16.7%（前回調査 15.8%）で，いずれの割合も前回調査より増加しています。

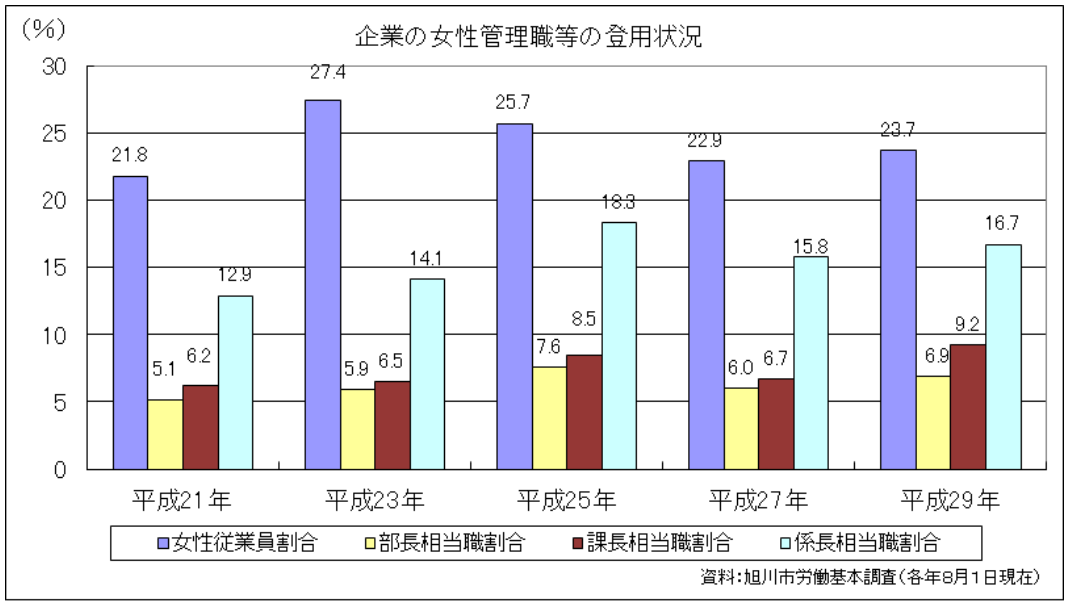

(4) 旭川市の女性管理職等の登用

平成 30 年 4 月 1 日現在の旭川市における行政職の職員総数は，1,934 人で，そのうち，女性職員は 499 人で，25.8%となっています。

また，女性職員の管理職への登用状況は，部長職で３人（前年２人），次長職で４人（前年６人），課長職で 15 人（前年 13 人）の総計 22 人（前年 21 人）で，前年度より 1 人増加しています。なお，管理職以外の登用状況では，課長補佐職 21 人（前年 19 人），係長職で 112 人（前年 102 人）となっており，総計 133 人で，前年度の 121 人より 12 人増加しています。

※行政職とは，本市における行政職（企業職）給料表適用者のうち，保育士，技能労務職，消防職を除いたもの

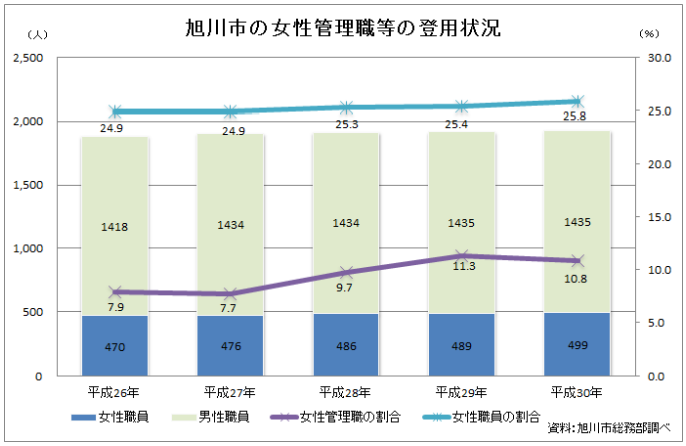

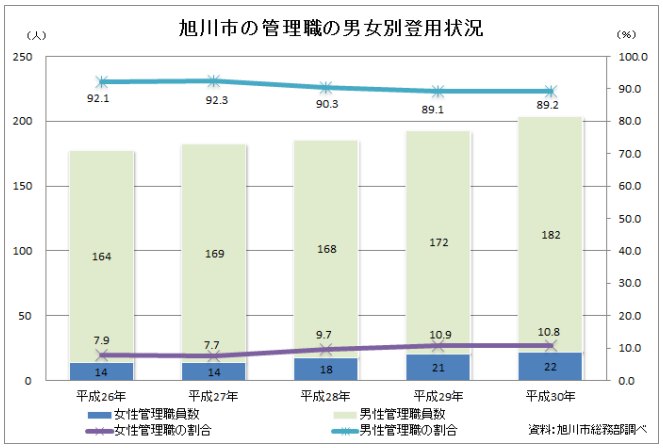

３　配偶者等からの暴力防止

平成 29 年度配偶者等からの暴力の相談件数は，旭川市女性相談室では 86 件で，前年度より 15 件増加しました。また，ウィメンズネット旭川への相談は，80 件で前年度より 18 件の増加となりました。一方，北海道立女性相談援助センターでは，1,540 件と前年度より 105 件の増加となりました。

北海道立援助センターでの相談件数は，年度によって増減はありますが，ここ数年は 1,400 件台で推移しています。

配偶者等からの暴力に関する相談件数

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	対前年度比増減率
旭川市女性相談室 (配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰ)	95件	63件	86件	７１件	86件	21.1%
ｳｨﾒﾝｽﾞ ﾈｯﾄ旭川※	251件	312件	213件	62件	80件	△70.8%
北海道立 女性相談援助ｾﾝﾀｰ	1,467件	1,478件	1,403件	1,435件	1,540件	7.3%

資料：旭川市総合政策部調べ，北海道環境生活部調べ　※ウィメンズネット旭川とは，民間女性支援団体

また，配偶者等の暴力を理由とした一時保護の人数（同伴家族を除く本人分）は，北海道立女性相談援助センター及び一時保護委託（民間施設への委託）共に，平成 29 年度は減少に転じました。

一時保護の状況（本人分）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	対前年度比増減率
北海道立 女性相談援助ｾﾝﾀｰ	126人	126人	101人	98人	81人	△17.3%
一時保護委託施設	185人	216人	172人	148人	138人	△6.7%

資料：北海道立女性相談援助センター調べ

４　旭川市男女共同参画苦情処理委員

「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」に基づき，平成 15 年８月１日から男女共同参画苦情処理委員（2 名）を置き，本市の男女共同参画に関する施策や人権侵害及び差別的取扱いをはじめとする男女共同参画を阻害する事案について，申出をした者への助言や，必要と認めたときには，関係者に対する改善に向けての意見表明を行います。

平成 29 年度の申出はありませんでした。

あさひかわ男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク（優秀賞）について

旭川のシンボル『旭橋』をモチーフにしました。緑色は昼の旭橋、黄色は
街灯に照らされた旭橋です。男女お互いの元気さと温かさを感じさせるデザインを心掛けました。

【あさひかわ男女共同参画基本計画】
平成29年度主要施策実施状況報告書

【編集・発行】
旭川市総合政策部政策調整課
〒070－8525　旭川市6条通9丁目
TEL：0166(25)5358　FAX：0166(23)8217
E-mail：seisakuchosei@city.asahikawa.lg.jp